

三豊市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三豊市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 事業主団体の代表者
- (5) 労働者団体の代表者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に關係のある専門委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に關係のある専門委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）」とあるのは「部会」と、同項並びに同条第3項及び第4項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

「
別表中 次世代育成支援行動計画策定委員会委員 日額8,000 を

」

「

次世代育成支援行動計画策定委員会委員	日額8,000
子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額8,000

に改める。

」

(最初の会議の招集)

- 3 子ども・子育て会議については、会長が選任されるまでの間は第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。